

育児・介護休業法及び育児・介護休業法施行規則の規定について

育児・介護休業法の規定	育児・介護休業法施行規則の規定	解釈通達
<p>■育児休業の再度取得の特例(法第5条第2項) ○育児休業をしたことがある労働者は、同一の子について、厚生労働省令で定める特別な事情がある場合を除き、育児休業の申出をすることができない。</p>	<p>申出に係る子について、<u>保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき</u>(則第4条8号)</p>	<p>○保育所とは、児童福祉法に規定する保育所をいうものであり、いわゆる無認可保育施設は含まれない。</p>
<p>■育児休業の1才6か月までの延長(法第5条第3項) ○以下のいずれにも該当する場合、1歳6か月に達するまでの子について、育児休業をすることができる。 1 労働者又はその配偶者が、当該子の1歳到達日において育児休業している場合 2 1歳到達日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合</p>	<p>申出に係る子について、<u>保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合</u>(則第4条の2第1号)</p>	<p>○「保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき」とは、<u>市町村に対して保育の申込みを行っており、市町村から、少なくとも、育児休業期間の初日において保育が行われない旨の通知がなされている場合をいう</u>ものである。</p>
<p>■育児休業の申出から取得までの期間(1か月)の例外(法第6条第3項) ○育児休業の申出は原則1か月前までに行わなければならないとしているところ、厚生労働省令で定める事由が生じた場合にあつては、厚生労働省令で定める日までに事業主に申し出なければならないとしている。(1か月未満の日からの休業開始日で申出があつた場合は、事業主はその日から1か月後までの日の間で休業開始日を指定することができる。ただし、当該育児休業の申出があつた日までに厚生労働省令で定める事由が生じた場合にあつては、厚生労働省令で定める日までの間で指定することができる。)</p>	<p>申出に係る子について、<u>保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき</u>(則第9条第6号)</p> <p><参考> 厚生労働省令で定める日： 育児休業申出があつた日の翌日から起算して1週間を経過する日 (則第10条)</p>	
<p>■育児休業の申出の撤回後、再度申出ができる特別な事情(法第8条第2項) ○育児休業の申出を撤回した労働者は、厚生労働省令で定める特別な事情がある場合を除き、育児休業の申出をすることができない。</p>	<p>申出に係る子について、<u>保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき</u>(則第18条第5号)</p>	